

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、令和3年産米の価格下落により経営が悪化した農業者の経営の維持・安定を図り、もって市の基幹産業である農業の振興に資するため、融資機関から資金を借り受けた農業者に対し、予算の範囲内において、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 助成対象者 令和3年産米の価格下落により融資機関から助成金交付対象資金の融資を受けた者のうち、下記の要件をすべて満たす者をいう。

ア 市内に住所を有する農業者又は市内に本店を有する農業経営を営む法人であること。

イ 令和3年産米（「青天の霹靂」を除く主食用米に限る。）を出荷又は販売していること。

ウ 令和3年産農産物に係る青森県農業共済組合が実施する農業経営収入保険若しくは国が実施する収入減少影響緩和交付金（以下「令和3年産収入保険等」という。）に加入している、又は令和4年産農産物に係る同組合が実施する農業経営収入保険若しくは国が実施する収入減少影響緩和交付金（以下「令和4年産収入保険等」という。）への加入が確実と見込まれること。

(2) 融資機関 次に掲げる者をいう。

ア つがる弘前農業協同組合

イ 津軽みらい農業協同組合

ウ 株式会社青森銀行

エ 株式会社みちのく銀行

オ 東奥信用金庫

カ 青い森信用金庫

(3) 助成金交付対象資金 令和3年産米の価格下落により悪化した農業経営の維持及び安定に必要な再生産資金（経営規模の拡大等投資目的及び負債整理資金、既往借入の借換に係るものを除く。）であって、次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 1助成対象者当たりの融資限度額が、5,000,000円であること。

イ 貸付実行日は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までのものであること。

ウ 融資機関が定める償還方法や担保その他条件を満たしているものであること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成金交付対象資金の借入残高に係る利子であって、貸付が実施された日から令和8年12月31日まで、貸付けが実施された日から償還が完了した日まで又は貸付けが実施された日から起算して5年間のいずれか短い期間（以下「交付対象期間」という。）において発生したものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は交付対象期間における助成金交付対象資金の借入平均残高（交付対象期間中の各日の借入残高の合計額を交付対象期間中の

日数で除して得た額をいう。以下同じ。)に1年あたり0.6パーセントを乗じて得た額(当該乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)のいずれか少ない額以内の額とする。

(融資機関の事務処理等)

第5条 助成対象者が第2条第2号ア又はイの融資機関(以下「委任融資機関」という。)から助成金交付対象資金を借り受けた場合は、原則として、助成対象者は、この要綱に定める助成金の交付申請、令和4年産収入保険等加入報告、請求、受領及び実績報告並びに助成金交付決定通知書及び助成金交付額確定通知書の受理に係る事務(以下「申請手続等」という。)を、当該融資機関に委任するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、以下のとおりとする。

(1) 令和3年産米(「青天の霹靂」を除く主食用米に限る。)を出荷又は販売していることを証する書類(委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分)

(2) 農業経営収入保険等への加入を証する書類(令和3年産収入保険等へ加入している場合にあっては当該加入を証する書類の写し、令和3年産収入保険等へ加入せず、令和4年産収入保険等へ加入する場合にあっては当該加入に係る確約書(様式第2号)をいう。以下同じ。)(委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分)

(3) 融資機関が作成する貸付実行の事実を証する書類(様式第3号。委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分)

(4) 定款及び名簿等の写し(交付対象者が法人の場合に限る。)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和3年12月31日までに貸付実行されたものにあつては令和4年1月31日、同年1月から3月までに貸付実行されたものにあつては同年3月31日とする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 令和3年産収入保険等に加入せず、令和4年産収入保険等に加入する場合は、令和4年8月31日までに、令和4年産収入保険等加入報告書(様式第4号)に当該加入を証する書類の写しを添えて市長に提出すること。(委任融資機関が申請手続等を行う場合は、申請に係る該当者全員分)

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付決定通知書(様式第5号)とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、助成金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金事業完了実績報告書(様式第6号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、融資機関が作成する、報告する期間における償還が実行された事実を証する書類(様式第7号。委任融資機関が実績報告を行う場合は、実績報告に係る助成対象者全員分)とする。

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、助成金の交付の対象となる各年の翌年の1月31日（当該提出期限が日曜日又は土曜日であるときは、その直前の平日。以下提出期限について同じ。）とし、各年において報告する期間は、直近の1月1日から12月31日までの1年間分（当該期間内において助成金交付対象資金の借入残高が無い期間がある場合は、当該借入残高が無い期間を除いた期間）とする。ただし、令和3年分の実績報告にあっては、提出期限は令和4年8月31日とする。

（助成金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付額確定通知書（様式第8号）とする。

（助成金の請求等）

第12条 助成金の請求は、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金請求書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

2 助成金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 第1項の請求書の提出期限は、助成金の対象となる年の翌年2月末日とする。

4 令和3年度の助成金は、概算払による交付することができるものとし、その請求にあっては、前項の規定に関わらず、令和4年1月4日から令和4年3月10日までの間に行うものとする。

（決定の取消）

第13条 市長は、助成対象者が各年の12月31日現在（助成金交付対象資金の償還の完了の年にあつては、償還の完了の日）で助成金交付対象資金の元金又は利息の償還を延滞しているときは、延滞している期間の属する年に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、助成金交付対象資金について適用する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
申請者
氏 名

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付申請書

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする助成金の額

助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は借入融資に対する借入平均残高に1年あたり0.6パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない額

2 助成対象期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 令和3年産米（「青天の霹靂」を除く主食用米に限る。）を出荷又は販売していることを証する書類（委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）
- (2) 農業経営収入保険等への加入を証する書類（様式第2号。委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）
- (3) 融資機関が作成する貸付実行の事実を証する書類（様式第3号。委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）
- (4) 定款及び名簿等の写し（交付対象者が法人の場合に限る。）

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

様式第2号（第8条第2項関係）

令和4年産収入保険等の加入に係る確約書

私は、令和4年産収入保険等に加入いたします。

氏 名

住 所 弘前市大字

電話番号

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

弘前市農業経営支援対策資金貸付実行報告書

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
融資機関名
代表者名

印

助成金交付対象資金について貸付を実行したので、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

番号	住所	氏名	貸付条件						約定元金償還額		基金協会保証料額 (無の場合は「-」)	摘要
			貸付金額 (千円)	貸付実行 年月日	貸付利率 (%)	最終償還 期限 (年月日)	据置期間 (年)	約定償還 月日	第1回目 (円)	第2回目 以降 (円)		

備考

貸付条件に変更がある場合は、変更後の数値等を記入し、変更前の数値等を同じ欄の上段に括弧書きで記入してください。

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所 弘前市大字
助成対象者
氏 名

令和4年産収入保険等加入報告書

令和3年産収入保険等に加入せず、令和4年産収入保険等に加入することとしていた件について、弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付要綱第7条の規定により、別紙のとおり当該加入を証する書類の写しを添えて報告します。

備考

- 1 助成対象者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、助成対象者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課

電話：40-0767

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 助成金の額

助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は借入融資に対する借入平均残高に1年あたり0.6パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額

2 助成対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 その他

- (1) 令和3年産収入保険等に参加せず、令和4年産収入保険等に参加する場合は、令和4年8月31日までに、令和4年産収入保険等加入報告書（様式第4号）に当該加入を証する書類の写しを添えて市長に提出してください。
- (2) 弘前市農業経営支援対策資金利子助成金事業完了実績報告書（様式第6号）を助成金の交付の対象となる年の翌年の1月31日（令和3年分にあつては、令和4年8月31日）までに市長に提出してください。
- (3) 弘前市農業経営支援対策資金利子助成金請求書（様式第9号）を助成金の交付の対象となる年の翌年の2月末日（令和3年分にあつては、令和4年3月20日）までに市長に提出してください。
- (4) 助成対象者及び融資機関は、事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに事業の実績を証する書類を整備し、助成金の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管してください。

担当：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

様式第6号（第10条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
報告者
氏 名

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって助成金の交付決定の通知を受けた下記事業が完了したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金の交付決定額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの対象期間に係る、助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は借入融資に対する借入平均残高に1年あたり0.6パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額

2 添付書類

融資機関が作成する、報告する期間における償還が実行された事実を証する書類（様式第7号。委任融資機関が実績報告を行う場合は、実績報告に係る助成対象者全員分）

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 この報告書に添付する書類として必要な書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

様式第8号（第11条関係）

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付額確定通知書

標記助成金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a)-(b)
円	円	円

備考

- 1 年 月 日までに弘前市農業経営安定対策利子助成金請求書（様式第9号）を市長へ提出してください。なお、請求の時期は各年の12月31日現在（償還の完了の年にあつては、償還の完了の日）の償還の有無を確認できる段階で行ってください。
- 2 助成対象者及び融資機関は、事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに事業の実績を証する書類を整備し、助成金の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管してください。
- 3 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、事業の実施状況を確認できない場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

様式第9号（第12条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

請求者 住 所
氏 名 印

弘前市農業経営支援対策資金利子助成金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって助成金交付決定の通知を受けた下記助成金について、弘前市会計規則第54条第1項及び弘前市農業経営支援対策資金利子助成金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 振込口座
 - (1) 金融機関及び支店名
 - (2) 口座番号
 - (3) 口座名義人

備考

- 1 請求者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767（直通）